

G7仙台科学技術大臣会合
エクスカーショーン・スタディーツアー計画案策定業務委託
公募型提案審査随意契約（プロポーザル）募集要綱

1. 適用

本要項は、「G7仙台科学技術大臣会合エクスカーショーン・スタディーツアー計画案策定業務」を委託する事業者を、公募型提案審査(プロポーザル)方式により、優れた提案及び能力を有し、最も適格と判断される事業者を選定するために必要な事項を定めるものである。

2. 業務概要

(1) 委託業務名

G7仙台科学技術大臣会合エクスカーショーン・スタディーツアー計画案策定業務

(2) 業務内容

別添仕様書のとおり

(3) 委託期間

契約締結日から令和5年3月31日まで

(4) 委託料上限額

700,000円(消費税及び地方消費税込)

(5) 委託事業者の選定方法

選定方法は公募による企画提案を募集し、優れた提案及び能力を有し、最も適格と判断される事業者を選定し、受託候補者とする。

3. 委託者

2023 G7仙台科学技術大臣会合推進協力委員会

【本委託業務担当部署】

〒980-8671 仙台市青葉区二日町1-23 アーバンネット勾当台ビル3階

仙台市文化観光局G7科学技術大臣会合推進室

(2023 G7仙台科学技術大臣会合推進協力委員会事務局)

電話番号 022-214-8031

ファクシミリ 022-214-8817

電子メールアドレス bun008615@city.sendai.jp

4. 応募資格

本事業に応募できる者は次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1)本市内に本店又は支店を有する法人であること。

(2)次のいずれかに該当する者でないこと

① 契約を締結する能力を有しない者

② 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

③ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第32条第1項各号に掲げる者

(3)営業に関し、関係法令に基づく許可・登録等を受けていること

- (4) 仙台市から課税されている市民税、固定資産税、軽自動車税、特別土地保有税、事業所税及び都市計画税を滞納していないこと
- (5) 消費税及び地方消費税について滞納のないこと
- (6) 仙台市暴力団排除条例第 2 条第 3 号に規定する「暴力団員等」でないこと
- (7) 仙台市入札契約暴力団等排除要綱別表に掲げる措置要件に該当しないこと(暴力団等との関係を有しないこと)

5. 募集説明会開催日時・質問及び回答

(1) 日時

令和 5 年 1 月 27 日(金)午後2時から午後3時まで

※募集説明会参加にあたっては、令和 5 年 1 月 25 日(水) 午後 5 時までに「参加申込書」(様式第 1 号)をファクシミリ又は電子メールにて送付し、電話にて送付した旨を連絡すること。

(2) 場所

仙台市文化観光局G7科学技術大臣会合推進室内

(3) 内容

委託業務に関する説明(G7仙台科学技術大臣会合エクスカーション・スタディーツアーの概要、想定される成果品の用途など)

(4) 質問受付

業務内容及び選定方法に関する質問等については説明会当日に受け付けるほか、下記の通り質問等の受付を行う。

ア 受付期間 令和 5 年 1 月 27 日(金) 説明会終了後から
令和 5 年 2 月 1 日(水) 午後5時まで

イ 質問先 担当部署に同じ

ウ 受付方法 「質問票」(様式第 2 号)に質問事項を記載のうえ、ファクシミリ又は電子メールにて送付し、電話にて送付した旨を連絡すること。

なお、電子メールでの質問は、題名の最初に【G7仙台科学技術大臣会合エクスカーション・スタディーツアー計画案策定業務委託への質問】と明記すること。

※電話など口頭による質問は受け付けない。

エ 回答方法 令和 5 年 2 月 3 日(金)午後 5 時までに、質問および回答については説明会に参加した全社に同一内容を送付するものとする(質問者名は明示しない)。個別回答は行わない。

6. 提案書等の提出期限、提出先及び提出方法

(1) 提出書類

①応募申込書(様式第3号)	1部
②事業者概要書(様式第4号)	8部
③委託業務実施体制(様式第5号) ・業務全体取組体制 ・統括責任者など取組体制及び各員の類似業務の実務経験等	※②～⑦の 順に綴る
④類似業務受注実績(様式第6号) ・業務実績については、過去3年以内とする。 (※G7(G8)やG20での受注実績は期間を問わない)	
⑤提案書(様式自由)	
⑥見積書(様式自由) 「2023 G7仙台科学技術大臣会合推進協力委員会 会長 郡 和子」宛	
⑦会社概要	
⑧市税の滞納がないことの証明書 (申請日前30日以内に交付を受けたものに限る。)	1部

(2) 提出期限

令和5年2月17日(金)午後5時まで(必着)

提出先

担当部署に同じ

(3) 提出方法

持参または郵送により提出すること。

- ・持参する場合は、平日の午前9時から午後5時まで
- ・郵送の場合は書留とし、提出期限内に必着のこと
- ・ファクシミリ、電子メール、電話等上記以外の方法では受け付けない。

7. 提案書等の作成要領

(1) 提案書の作成にあたっては、提案書の内容と別添仕様書に示す業務の目的との整合性が図られているかに留意すること。

(2) 提案書の大きさはA4版(A3は折り込み可)・片面印刷を基本とし、以下①～⑤の内容について、漏れなく含めること。

① 企画全体の概要

- ・ツアー内容・運営体制および募集/受付方法・保険契約等、全体像がわかるもの
- ・募集チラシ、ポスターのデザイン
- ・提案の特徴及びPRポイント

② 本業務にかかる受託体制

- ・組織体制、支援体制
- ・受託責任者(担当者)の経歴、当該担当者の実績、当該担当者の手持ち業務量

③ 会社概要

・所在地、業務内容、組織体制、経営状況等について記載ください。

(会社案内等の添付でも可)

④見積書(内訳の分かるもの。諸経費、消費税を含む。)

・様式は任意としますが、用紙サイズはA4とします。

⑤類似業務の実績リスト(仙台市発注、他機関発注)

・本業務と類似の業務実績について、概要と貴社における評価を記載してください。

(3) 見積書については内訳が分かるように記載すること。また、宛先は「2023 G7仙台科学技術大臣
会合推進協力委員会 会長 郡 和子」とすること。

8. 委託事業者の選定

委託事業者の選定にあたっては、提案書をもとに、G7仙台科学技術大臣会合エクスカージョン・スタディーツアー計画案策定業務委託事業者選定審査委員会(以下選定審査会という。)により、次の評価項目等の視点から総合評価により審査を行う(非公開)。選定審査会の各委員の採点結果を合計した点数を提案者の点数とし、最も優れていると判断される事業者を選定して業務委託候補者とする。ただし、評価項目のいずれかにおいて、選定審査会の全委員が0点として場合については、受託候補者としない。

項目	配点
ア 会社情報 ・経営状況は良好であるか、同様または類似の実績を過去に有しているか	10
イ 本業務に関する取り組み ・本業務の目的が理解できているか、目的達成のための基本方針がわかりやすく記載されているか ・実施体制(人員、経験等)、実施スケジュール等の業務環境が、委託業務を安定的かつ確実に遂行できるものであるか。	20
ウ ツアー企画・運営 ・当ツアー限定等の魅力的で特別感のあるツアー内容になっているか、G7科学技術大臣会合の関連ツアーとしてふさわしい内容か ・多くの参加者を募るために創意を凝らした提案があるか、事前及び開催期間中に多くの申し込みを獲得する仕掛けはあるか ・ツアー当日事故や災害等が発生した場合の備え及び体制、ツアー参加者の保険加入等のシステム構築は適切か	50
エ 募集チラシ 内容構成 ・デザイン性は優れているか、G7科学技術大臣会合にふさわしいデザインか ・申し込み方法や集合場所等わかりやすいメニュー構成となっているか、必要な情報は網羅されているか、日本語版・英語版のターゲットに応じて構成に工夫があるか	10
オ 見積額の妥当性 ・提案内容と見積書の整合性がとれており、合理的なものか。	10

9. 審査結果

審査結果については、全ての提案書提出者に書面で通知する。なお、非選定の場合の理由については、審査結果通知日の翌日から起算して7日以内(土曜日、日曜日及び祝日を除く)に書面(様式は任意)により、担当部署あてに説明を求められることができる。ただし、持参以外の方法をとる場合には、電話にて説明要求の書面を送付した旨を連絡すること。

その場合、担当部署は、説明要求の書面を受理した日の翌日から起算して10日以内(土曜日、日曜日及び祝日を除く)に、書面により回答する。

10. 提案書の提出にあたっての留意事項

- (1) 提案書の作成及び提出に関する費用、その他一切の費用は提案書提出者の負担とする。
- (2) 提出された書類は、原則として仙台市情報公開条例(平成12年仙台市条例第80号)の対象文書となる。
- (3) 契約については、上記8.により最優秀提案者として選定された者と改めて委託内容について協議のうえ、契約を締結する。なお、その者との契約が成立しない場合は、次点の者と交渉を行うものとする。
- (4) 非選定の者の提案書は、返却しないものとする。
- (5) 本プロポーザルにおいて、提出する書類に虚偽の内容を記載した場合には、参加資格、提案を無効とする。また、公募停止を行う場合がある。
- (6) 提出された提案書を提案者に無断で使用することはない。ただし、提出された提案書等は、審査作業に必要な範囲内において複製を行う場合がある。
- (7) 最優秀提案者として選定された提案書の内容は、特記仕様書として契約時に採用することを基本とするが、提案内容をそのまま使用することをあらかじめ約束するものではなく、業務委託の内容について別途協議のうえ、提案内容の一部を変更して契約することがある。
- (8) 提出期限後の提案書等の提出は認めない。又、期限後の提案書等の提出の差し替え及び再提出についても認めない。
- (9) 委託事業の詳細事項及び業務の進め方については、労働基準法、労働関係調整法、最低賃金法、著作権法その他の関係法令を遵守の上、担当部署の指示に従うこと。

11. スケジュール

本業務の受託者の選定にかかるスケジュール(予定)は下記のとおり。

内 容	日 時	事業者側提出書類
企画提案募集開始	令和5年1月20日(金)	
募集説明会開催	令和5年1月27日(金)	※令和5年1月25日(水)午後5時 参加申込書(様式第1号)提出 締め切り
質問締め切り	令和5年2月1日(水) 午後5時まで	質問票(様式第2号)
質問への回答	令和5年2月3日(金) 午後5時まで	
提案書等提出締め切り	令和5年2月17日(金) 午後5時まで	・応募申込書(様式第3号) ・事業者概要書(様式第4号) ・委託業務実施体制(様式第5号) ・類似業務受注実績(様式第6号) ・提案書(様式自由) ・見積書(様式自由) ・会社概要 ・市税の滞納がないことの証明書
事業者決定通知	令和5年2月28日(火)	